2025 年 4 月 15 日

各 位

スパークス・グループ株式会社
代表取締役社長 グループ CEO 阿部 修平
(コード 8739 東証プライム市場)

当社が無限責任組合員をつとめる日本モノづくり未来投資事業有限責任組合（通称：日本モノづくり未来ファンド）が発行済株式の全てを所有する ARTS-3 株式会社による株式会社シンニッタン（証券コード：6319）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

スパークス・グループ株式会社(当社)が無限責任組合員をつとめる日本モノづくり未来投資事業有限責任組合が発行済株式の全てを所有する ARTS-3 株式会社は、2025 年 3 月 3 日より株式会社シンニッタンの普通株式に対する公開買付け(以下、本公開買付け)を実施しておりましたが、添付のとおり本公開買付けが 2025 年 4 月 14 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

詳細につきましては 2025 年 4 月 15 日公表の添付資料をご参照ください。

（添付資料）

2025 年 4 月 15 日付「株式会社シンニッタン（証券コード：6319）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

■ 本件に関するお問い合わせ先

スパークス・グループ株式会社 広報室
pr_media@sparxgroup.com

2025年４月15日

各　位

会 社 名　　ARTS-３株式会社
代表者名　　代表取締役　水谷　光太

株式会社シンニッタン（証券コード：6319）の普通株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

ARTS-３株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年２月28日、株式会社シンニッタン（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、コード番号：6319、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（ただし、対象者が所有する自己株式（従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）制度」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有する株式539,100株は含まれません。以下対象者の自己株式について同じです。）を除きます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年３月３日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが2025年４月14日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

１．買付け等の概要

（１）公開買付者の名称及び所在地

ARTS-３株式会社
東京都港区港南一丁目２番70号品川シーズンテラス

（２）対象者の名称

株式会社シンニッタン

（３）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（４）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
37,248,538株	24,832,400株	―株

（注１）本公開買付けに応募された対象者株式（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（24,832,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（24,832,400株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注２）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する可能性のある対象者の株券等の最大数（37,248,538株）を記載しております。なお、当該最大数は対象者が2025年２月13日に公表した「2025年３月期第３四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2024年12月31日現在の発行済株式総数55,000,000株から、対象者が所有する自己株式数（17,751,462株）を控除した株式数（37,248,538株）です。

（注３）単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者

は法令の手続に従い、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注４） 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（５）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025 年３月３日（月曜日）から 2025 年４月 14 日（月曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（６）買付け等の価格

普通株式１株につき、403 円

２．買付け等の結果

（１）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（24,832,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（33,894,779 株）が買付予定数の下限（24,832,400 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じとします。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（２）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第１項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第９条の４及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の２に規定する方法により、2025 年４月 15 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（３）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	33,894,779 株	33,894,779 株
新株予約権証券	―株	―株
新株予約権付社債券	―株	―株
株券等信託受益証券（　　）	―株	―株
株券等預託証券（　　）	―株	―株
合計	33,894,779 株	33,894,779 株
（潜在株券等の数の合計）	－	（―株）

（4）買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	―個	（買付け等前における株券等所有割合 ―%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	―個	（買付け等前における株券等所有割合 ―%）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	338,947 個	（買付け等後における株券等所有割合 91.00%）
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	―個	（買付け等後における株券等所有割合 ―%）
対象者の総株主等の議決権の数	372,208 個	

（注１）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち、法第 27 条の２第１項各号における株券等所有割合の計算において府令第３条第２項第１号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

（注２）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2024 年 11 月 13 日に提出した第 94 期半期報告書に記載された 2024 年９月 30 日現在の総株主の議決権の数（１単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式（ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（55,000,000 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（17,751,462 株）を控除した株式数（37,248,538 株）に係る議決権の数（372,485 個）を分母として計算しております。

（注３）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（5）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目 13 番１号

② 決済の開始日

2025 年４月 21 日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

３．公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。なお、本公開買付けが成立いたしましたので、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しておりますが、本スクイーズアウト手続が実施された場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することができなくなります。今後の手続については、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

４．公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

ARTS-３株式会社

（東京都港区港南一丁目２番 70 号品川シーズンテラス）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

以　上